

6. 学生生活関係

- (1) 学生心得
- (2) 学生相談室
- (3) 宇部高専意見箱
- (4) 福利施設使用規程
- (5) 福利施設使用細則
- (6) 水泳プール使用心得
- (7) 学生旅客運賃割引証・通学定期券
- (8) 学生食堂・売店
- (9) 諸願・届一覧
- (10) 教室等使用基準
- (11) 貸出物品一覧
- (12) 資格取得奨励制度

(1) 学生心得

I みだしなみについて

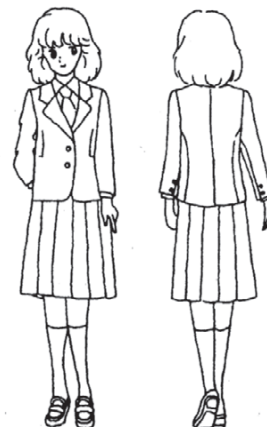
みだしなみについては、常に清潔で健康的であり学生の本分の遂行に支障をきたさないものであるように心がけ、華美でなく本校学生の品位を保つにふさわしいものであるよう努めること。

1 制服

- (1) 男子は、標準的な黒色詰襟学生服（上下）とし、校章入りボタンと左襟に指定の徽章をつける。変形服や改造服は認めない。
- (2) 女子は学校の指定する濃紺の背広型スーツとし、上衣左襟に指定の徽章をつける。スカートはプリーツ・スカート、ブラウスは白、ネクタイは濃紺とする（略図参照）。



襟章



2 夏季（6月1日～9月30日）の略装

- (1) 男子は制服のズボンに白無地の半袖開襟シャツ、又は白無地の半袖か長袖のワイシャツとする。
- (2) 女子は制服のスカートに白無地のブラウス、又は白無地の半袖開襟シャツとする（女子はネクタイを着けなくてもよい）。
- (3) 移行期間については、学校が別に定める。

3 制服の着用

- (1) やむを得ない理由により特に認められた場合及び別に定める夏季の略装着用の場合のほかは、通学には必ず制服を着用すること。
- (2) 夏季（6月1日～9月30日）には制服の上衣は着用せず、別項に定めた夏季略装を着用する。
- (3) 4・5年生は平服（制服及び夏季略装以外の外出着）で通学してもよい。この場合、学生としての品位を保ち華美にならないように留意しなければならない。
- (4) セーター・カーディガンについては、無地で黒・紺・グレー・ベージュ、茶または白の色の着用を認める。

4 頭髪・装飾品・化粧等

行き過ぎた頭髪の染色・脱色、装飾品・化粧等については、指導の対象とする。

II 飲酒・喫煙について

- 1 未成年者は飲酒・喫煙してはならない。
- 2 成人に達した者も、校内及び寮内では飲酒・喫煙してはならない。

III 映画・娯楽などについて

- 1 3年生以下の者は、成人向きに指定された映画・演劇などを観覧してはならない。

- 2 3年生以下の者は、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ店、その他成人向きの娯楽施設に立ち入ってはならない。

IV アルバイトについて

原則としては、アルバイトをしないことが望ましい。

しかしやむを得ない理由があり、勉学に差し支えない範囲でアルバイトをしようとする者は、許可願を学級担任、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、1～3年生については保護者の同意書を添付すること。

ただし、下記のようなアルバイトは許可しない。

- (1) 未成年の単なる労務以外の選挙運動
- (2) 深夜業
- (3) 風俗営業に属する業務
- (4) 危険有害な業務
- (5) その他教育上好ましくない業務

V 交通関係について

1 運転免許について

- (1) 1・2年生は、運転免許を受けてはならない。

ただし、特別の事情がある場合は、原付免許に限り許可することがある。

- (2) 3年生は、125ccを超える二輪免許及び普通免許を受けてはならない。
- (3) 車両を運転する場合は、交通規則を遵守し、つねに安全運転につとめなくてはならない。

なお、ここでいう車両とは、自転車、二輪車及び四輪車をさす。以下、同じ。

2 車両通学について

- (1) 車両乗り入れ禁止

学生は、いかなる場合も許可なく校内に車両を乗り入れてはならない。

- (2) 許可の基準及び申請の手続き

車両通学を希望する者（特別な理由の場合を含む）は、次の基準をすべて満たした上で、以下の手続きを行い、校長の許可を受けなくてはならない。

なお、申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに学生係へ届出ること。

[許可の基準]

I 自転車

- ① 防犯登録を行っていること。
- ② 任意の損害賠償保険に加入していることが望ましい。

II 二輪車

- ① 3年生以上で通学距離が片道2km以上であること。
- ② 排気量が125cc以下であること。
- ③ 保護者の同意を得ていること。
- ④ 使用車両の名義は本人または家族であること。
- ⑤ 任意の損害賠償保険に加入していること。

- ⑥ 過去に重大な違反がないこと。
- ⑦ 校内駐車場に収容能力があること。

Ⅲ 四輪車

- ① 4年生以上で通学距離が片道2km以上であること。
- ② 学校から半径1km以内の校外に駐車場を契約していること（校内への乗り入れは禁止）。
- ③ 保護者の同意を得ていること。
- ④ 使用車両の名義は本人または家族であること。
- ⑤ 任意の損害賠償保険に加入していること。
- ⑥ 過去に重大な違反がないこと。

[申請の手続き]

I 自転車

- ① 車両通学許可願（任意の損害賠償保険証書の写し（加入している場合）、保護者の同意書及び通学経路略図を添えたもの）に学級担任の確認を受け、学生係に提出すること。
- ② 提出後、発行されたステッカーを自転車のリアフェンダーに貼付すること。
- ③ 許可の有効期限は修業年度末とする。

II 二輪車

- ① 車両通学許可願（免許証の写し、任意の損害賠償保険証書の写し、保護者の同意書及び通学経路略図を添えたもの）を学級担任の確認を受け、学生係に提出し、学生主事の審査を経て校長の許可を得ること。
- ② 許可を受けた者は許可証を携帯し、ステッカーを車両のリアフェンダーに貼付すること。
- ③ 車両通学を中止したときは、速やかに学生係に申し出て、許可証及びステッカーを返却すること。
- ④ 許可証又はステッカーを紛失したときは、速やかに学生主事に申し出ること。
- ⑤ 許可の有効期限は、原則当該年度末までとする。
- ⑥ 3年生以上で、次年度の4月当初から車両通学を希望する者は、2月末までに手続きにしたがって許可申請をすること。

Ⅲ 四輪車

- ① 車両通学許可願（免許証の写し、車検証の写し、駐車場契約書の写し、任意の損害賠償保険証書の写し、安全運転講習修了証明書、保護者の同意書及び通学経路略図を添えたもの）を学級担任の確認を受け、学生係に提出し、学生主事の審査を経て校長の許可を得ること。
- ② 許可を受けた者は許可証を携帯すること。
- ③ 許可の有効期限は、原則当該年度末までとする。

3 遵守事項と違反に対する措置

[遵守事項]

車両通学者は法律に従い、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 校内で実施する交通安全教室に必ず出席すること（正当な理由なく欠席した者に対しては、当該年度末まで車両通学許可を取り消す。）。また、条件付き四輪通学希望者は本校が指定する安全運転講習修了証明書も提出すること。
- ② 校内では徐行し、原則二輪車は安全を第一として時速9km以下で走行すること。
- ③ 校内では良好な教育環境を保持するために騒音防止に心がけ、乱暴運転はしないこと。
- ④ 校内の標識・表示に従い、所定の場所に施錠のうえ整然と駐車すること。
- ⑤ 自転車及び二輪車の二人乗りはしないこと。
- ⑥ 二輪車及び四輪車の貸し借りは行わないこと。
- ⑦ 二輪車を使用するときは、必ずヘルメットを着用すること。
- ⑧ 法令違反の車両改造を行わず、車両整備には万全を期すこと。
- ⑨ 車両の盗難にあったときは、直ちに学生係へ届け出ること。
- ⑩ 交通事故又は違反を起こした場合は、速やかに学級担任及び学生係に届け出ること。
- ⑪ 四輪車の校内乗入れ・駐車は原則しないこと。
- ⑫ その他校長が指示する事項

[違反に対する措置]

以下のア～キが判明した場合、内容に応じて①～⑤の処分を行う。

- ① 1回目：学生主事説諭・始末書・保護者通知を行い、以下の罰則点を与える。
- ② 2回目：学生主事説諭・始末書・保護者召喚を行い、以下の罰則点を与える。
- ③ 初回でも悪質な違反者：学生主事説諭・始末書・保護者召喚を行い、以下の罰則点2回分を与える。
- ④ 罰則点が5点になった段階で許可を取り消す。
- ⑤ 3回目：停学1日

- ア [遵守事項]の①に対する違反：5点/回
イ [遵守事項]のうち、①を除く違反：3点/回
ウ 不許可車両での通学：3点/回
エ 不許可車両での校内乗入れ・校内外駐車：3点/回
オ 改造車両又は整備不良車両の運転：5点/回
カ 四輪車の校内乗入れ・駐車：3点/回
キ 許可車両の校外違法駐車：3点/回

VI 男女間の交際について

男女の交際については、互いに相手の人格を尊重し品位を保ち、高専生の本分を逸脱してはならない。

Ⅶ 下校時間について

クラブ活動等を含めて午後6時15分には全員下校することを原則とする。特に女子学生は、冬季には日没後できる限り早く下校すること。

Ⅷ 違反に対する措置

以上の心得に違反したときは、厳重に措置される。

附 則（昭和58年3月2日）

この学生心得は、昭和58年4月1日から施行する。

（省略）

附 則

この学生心得は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学生心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学生心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学生心得は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学生心得は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 学生相談室

高専生活を送るにあたって、修学上の問題、就職等進路の問題、友人・クラブ活動の問題等いろいろ困ったこと、悩むことがあることと思います。その際に家族や友人と相談する人は多いでしょう。そこで良い解決方法が見つからない場合や、より広い意見を聞きたい場合等、学生のみなさんの要望に応じるために、本校では学生相談室を用意しています。

以下、学生相談室について簡単に紹介します。

1. 学生相談室では、学生の抱えている種々の悩み事に対して、相談員が助言や指導を行っています。どんな些細な悩みでもかまいません。一度学生相談室のドアをたたいてみてください。
2. 学生相談室は室長1名、相談員若干名の本校教員で構成されています。
3. 学生相談室では、本校カウンセラーの協力を得ることがあります。
4. 学生相談室の職員は、その職務上知り得た個人情報に関して秘密を保持します。
5. 相談日や場所、相談員の名前等は、掲示されますので確認してください。

学生相談室では、多くの学生に利用され、少しでも自分を見つめる機会を増やし、心の発達に対する意識を高めて充実した高専生活を送れるよう願っています。

(3) 宇部高専意見箱

「宇部高専意見箱」を管理棟玄関前及び学生課前に設置しています。学生からだけでなく保護者の皆様からも広く意見等をお寄せいただくため、郵送でもご意見等を受け付ける体制を整えています。

この制度は、本校における運営上の課題・問題点、意見、要望、指摘等を聴取し、学校の事業・業務に反映させるとともに、学生の学校生活をより豊かにすることを目的としています。

1. 対 象：学生及びその保護者
2. 設 置 場 所：管理棟玄関前及び学生課前（図書館棟1階）
3. 郵送の宛先：「宇部高専意見箱」宛
4. 様 式：任意、差出人は匿名でも可
5. そ の 他：差出人明記による意見等に対しては、封書で対応策を回答し、必要に応じて、意見等の概要及び回答を本校HPに掲載します。

(4) 福利施設使用規程

(趣旨)

第1条 宇部工業高等専門学校福利施設（以下「福利施設」という。）の管理運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 福利施設は、宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生及び職員の研修並びに福利厚生を図り、併せて学生の課外活動を促進することを目的とする。

(名称)

第3条 福利施設の名称は、「クラブハウス」とする。

(管理運営)

第4条 福利施設の管理運営については、校長の命を受けて学生主事がこれに当り、その事務は学生課学生係（以下「学生係」という。）が行うものとする。

2 福利施設の管理運営に関する重要事項は、学生委員会で審議するものとする。

(使用者及び使用の範囲)

第5条 福利施設を使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が特に使用を認めた者は、この限りでない。

2 福利施設の研修室等の使用範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生及び職員の研修、集会
- (2) 学生の課外活動
- (3) 学生の合宿研修
- (4) その他校長が許可したもの

(指導教員)

第6条 学生が研修室等を使用する場合は、教員が指導及び監督に当るものとする。

(使用時間)

第7条 研修室等の使用時間は、8時30分から18時15分までとする。ただし、合宿研修及び校長が特に許可した場合は、この限りでない。

(使用手続き)

第8条 研修室等の使用を希望する者は、使用開始の前日までに所定の様式による使用許可願を学生係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により使用許可を受けた後、都合によりその使用を取り消し、又は使用日時等の変更をしようとするときは、速やかに学生係へ届け出なければならない。

3 研修室等の使用許可期間は、1週間を限度とする。

(使用許可の取り消し)

第9条 福利施設の使用については、この規程のほか別に定める細則を遵守しなければならない。

2 前項に違反する行為があった場合、又は福利施設の管理上支障があると認められる場合は、使用を取り消すことがある。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(省略)

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(様式省略)

(5) 福利施設使用細則

(趣旨)

第1条 宇部工業高等専門学校福利施設使用規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、この細則を定める。

(提出書類)

第2条 規程第8条による所定の提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 学生会活動に使用する場合は、学生準則第31条に規定する教室等使用願（第16号様式）
- (2) 職員が使用する場合は、別に定める使用許可願
(鍵の取り扱い)

第3条 福利施設の鍵は、学生係で保管する。ただし、勤務時間外及び休日は、警務員が保管する。

学生会活動に使用する場合は、指導教員（職員が使用する場合は使用責任者）が使用開始及び使用終了の都度、学生係と鍵の受け渡しを行うこと。（ただし、勤務時間外及び休日は、警務員と行うこと。）

(使用上の注意)

第4条 研究室等の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び備品を大切に扱うこと。
- (2) 火気の取り扱いについては充分注意すること。
- (3) 秩序を乱し、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 使用後は、必ず室内の清掃、備品類の整理整頓、火気の点検、消灯及び戸締りを厳重に行うこと。
- (5) 電気、ガス及び水道の使用に当たっては、節約に務めること。
- (6) その他、使用に当たっては、学生係の指示に従うこと。
- (7) 施設・設備及び備品を破損したときは、ただちに学生係へ届けること。

(弁償責任)

第5条 使用者が故意又は過失により施設・設備及び備品を破損、若しくは紛失した場合は、使用者の責任において弁償しなければならない。

附 則

この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(様式省略)

(6) 水泳プール使用心得

第1条 宇部工業高等専門学校水泳プール（以下「プール」という。）は、本校学生の正課及び課外教育に使用することを目的とする。

第2条 プールは、学生課学生係が管理する。

第3条 プールは、原則として本校学生及び教職員以外の使用を認めない。

第4条 プールの使用を希望する者（正課又は課外活動を除く。）は、事前に学生係に願い出て、その許可を受けなければならない。

第5条 プールの使用期間及び時間は、下記のとおりとする。

使用期間 5月10日～9月30日（土・日・祝日を除く）

使用時間 9時00分～17時00分

第6条 前条に規定する期間、時間内でも不相当と思われる場合は使用を禁止することがある。

第7条 次の各号に該当する者は、プールの使用を禁止する。

- (1) 伝染性及び循環器系疾患のある者、又は精神に異常があると認められる者
- (2) 風紀をみだすおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑又は危険を及ぼすおそれのある行為をした者

第8条 プール使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用前は必ずシャワーで身体を洗い、足の消毒をし、準備運動後使用すること。
- (2) 服装は必ず水泳用のものを使用すること。
- (3) プール内で事故が起きた場合は、ただちに臨機の処置をとるとともに体育教員、学生係又は日直者に報告し、その指示に従うこと。

附 則

この心得は、昭和41年7月13日から施行する。

(省略)

附 則

この心得は、平成19年4月1日から施行する。

(7) 学生旅客運賃割引証・通学定期券

(1) 学生旅客運賃割引証 (学割証)

ア 学割制度は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学生教育の振興に寄与することを目的として実施されているもので、実習・見学・課外活動や帰省あるいは就職・進学等のため、JRを利用し片道100kmを超え乗車する場合に利用できます。

イ 学割証は本人以外使用できません。不正に使用した場合は、普通乗車運賃の外これの2倍に相当する額を追徴されるばかりでなく、宇部工業高等専門学校全体が発行停止の処分を受ける場合があり、他の学生に迷惑をかけることとなりますから注意してください。

(2) 通学定期券 (通学証明書)

通学のため交通機関を利用する者で、定期券を購入しようとする場合、通学証明書が必要です。

(3) その他

学割証は、学生課内に設置している証明書自動発行機により発行できます。

また、通学証明書は、学生課学生係にて申し込んでください。

(8) 学生食堂・売店

本校では、次の施設を開き、学生、教職員の福利厚生に供している。

(1) 学生食堂

営業活動 11:00 ~ 13:30

営業品目 定食、うどん、ラーメン、カレーライス、丼、等
学校行事の際は営業品目を変更することがある。

(2) 売店

営業時間 9:30 ~ 17:00

営業品目 文房具、徽章、校章入りボタン、日用雑貨、パン、弁当、コピー

(9) 諸願・届一覧

種類	提出先	時期	経由先	備考
※保証人変更届	教務・入試係	その都度	学級担任	保証人を変更したいとき
※保証人住所変更届	教務・入試係	〃	〃	保証人の住所が変わったとき
※学生証再交付願	〃	〃	〃	紛失又は破損等したとき
※追試験願	〃	〃	〃	期末試験で公認欠席又は疾病のために欠席した場合、3日以内に提出すること
※他の高等教育機関における授業履修・単位認定願	〃	〃	〃	山口大学等の他の高等教育機関で授業を履修するとき事前に願い出ること
休学願	〃	〃	〃	3ヶ月以上修学することができないと見込まれるとき
復学願	〃	〃	〃	休学の理由がなくなったとき
退学願	〃	〃	〃	退学しようとするとき
※改姓届	〃	〃	〃	改姓・改名したとき
※長期欠席願	〃	〃	学級担任	引き続き7日以上欠席するとき
※公認欠席願	〃	〃	学級担任	教務規則第5条第1項の各号に掲げる理由により欠席しようとするとき、又は欠席したとき
※宿所変更届	〃	〃	〃	住所等の変更のあったとき
※特別学修単位認定申請書 (兼 資格取得奨励制度申請書)	教務・入試係 学生係	〃	学級担任	資格取得年の12月末まで(証明書類が12月末までに発行されないとき、又は1月～3月に資格を取得したときは次年度に申請できる)
※教室等使用願	教務・入試係 学生係	〃	担当教員	(10)の教室等使用基準を参照
団体結成願	学生係	〃	〃	指導教員を定め願い出ること
校外団体参加願	〃	〃	学生主事	3日前までに願い出ること
掲示許可願	〃	〃	学生主事	3日前までに願い出ること
※対抗競技参加願	〃	〃	指導教員	
※アルバイト許可願	〃	〃	学級担任	
合宿許可願	〃	〃	指導教員	合宿承諾書及び計画書を添えて、事前に願い出ること
※車両通学許可願 (自転車・二輪車・四輪車)	〃	〃	学級担任	自転車以外の車両で通学を希望する者については、願い出て許可証の交付を受けること(不定期通学者も含む)
臨時車両通学許可願	〃	〃	〃	
災害発生届	保健室	〃	学級担任 指導教員	保健室に届け出ること
※盗難(被害)届・紛失届	学生係	〃	学級担任	
旅行・登山・キャンプ許可願	〃	〃	〃	
物品借用願	〃	〃	/	事前に願い出ること
奨学生願書	〃	指定期日	/	
授業料免除(徴収猶予)願	〃	〃	/	
入寮願	寮務係	〃	新規のみ 学級担任	
退寮願	〃	その都度	学級担任	2週間前までに提出すること
帰省(外泊)願	〃	〃	/	
欠食届	〃	〃	/	2日前(土・日・祝日は除く)の昼休みまでに提出すること
特別帰省願	〃	〃	/	
寮内車両持込許可願	〃	〃	/	

※証明書自動発行機で発行します。

(10) 教室等使用基準

場 所	時 間	使用目的	関係教員 (使用責任者)	教室等使用願 提出先	備 考
教 室 特別教室	18:15 迄	クラブ活動 (同好会を含む)	ク ラ ブ 指 導 教 員	学生課 学生係 教務・入試係	ホームルームの場合は、 使用する教室の学級担任 の許可を得てから使用願 を提出すること。
		学生会関係	学生主事補		
		愛好会等	愛好会等 指 導 教 員		
体育館		クラブ活動	ク ラ ブ 指 導 教 員	提出不要	・クラブ指導教員が作成 した利用計画にもとづ き使用すること。 ・クラブ活動以外で使用 することは認めない。
武道場		クラブ活動	ク ラ ブ 指 導 教 員	提出不要	
実験室		実 験 卒 研 特 研	担当教員	提出不要	
福 利 施 設	クラブ活動	ク ラ ブ 指 導 教 員	提出不要		

※教室等使用願は使用開始の前日までに提出すること。

※18:15 以降も活動する場合は、指導教員から活動時間延長届の提出が別途必要となる。

(11) 貸出物品一覧

学生の課外活動用として以下の物品を備えてあるので、利用希望者は学生課学生係に申し出ること。

- ・バドミントン用具
- ・電源ドラムコード
- ・やかん
- ・水缶
- ・クーラーボックス大・中
- ・トランシーバー
- ・メジャー（巻尺）
- ・スコップ、鍬
- ・ストップウォッチ
- ・拡声器（ハンドマイク）
- ・スポットライト
- ・自転車用空気入れ
- ・長机、パイプ椅子
- ・展示用パネル
- ・グラウンドシート
- ・救急箱
- ・工具一式
- ・パイプテント

*使用上の注意

1. 物品は充分注意して使用し、損傷、破損等しないよう留意すること。
2. 物品を紛失または損傷等した場合は弁償するものとする。
3. 借用した物品は、転貸してはならない。

(12) 資格取得奨励制度

1 趣旨

外部資格を取得するために努力することは、日常の勉強への大きな刺激となるほか、自分の実力を客観的に把握することができるという点で意義のあるものである。そこでその努力への支援を目的として奨励制度を設ける。

2 対象となる資格及び褒賞の額

I 本科生

(1) 次の資格を取得した者に図書券（5,000円）を贈呈する。

応用情報技術者

TOEIC 500点以上（IPを含む）（年1回に限る。）

実用英語技能検定（英検） 2級以上（年1回に限る。）

工業英語能力検定（工業英検） 2級以上（年1回に限る。）

実用数学技能検定（数検） 準1級以上（年1回に限る。）

(2) 次の資格を取得した者に図書券（2,500円）を贈呈する。

基本情報技術者

TOEIC 400～499点（IPを含む）（年1回に限る。）

実用英語技能検定（英検） 準2級

工業英語能力検定（工業英検） 3級

実用数学技能検定（数検） 2級

II 専攻科生

(1) 次の資格を取得した者に図書券（5,000円）を贈呈する。

応用情報技術者

TOEIC 500点以上（IPを含む。）（年1回に限る。）

(2) 次の資格を取得した者に図書券（2,500円）を贈呈する。

基本情報技術者

附 則

この制度は、平成16年4月1日から施行する。

7. 保 健 ・ 衛 生

- (1) 健康診断・健康相談
- (2) 学生相談
- (3) オフィスアワー制度
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付制度
- (5) 学生傷害補償制度

(1) 健康診断・健康相談

健康の維持には、日頃の予防が大切であることは言をまたない。本校では学生の健康診断、健康相談、応急処置等のため保健室を設け、看護師が常時待機して疾病傷害に対する応急処置にあたっている。

(1) 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健法に基づいて毎年学年始めに実施しています。これは学生の健康状態を知り、学生の健康管理に資するとともに疾病の早期発見により適切な治療方法を指導し、学生の健康保持増進を図ることを目的としているため、学生は、全員受診するように義務づけられています。

(2) 健康相談

保健室では、希望時に内科医師、歯科医師及び看護師による健康相談を行っていますので大いに利用してください。

(2) 学 生 相 談

学生相談室では、相談員が学生の抱えている悩みや、修学・就職等についての相談に応じるため、カウンセラー等の協力を得ながら適切な助言と指導を行っています。どんな小さなことでもかまいません。一人で悩まず、大いに利用してください。

学生相談員：相談場所、相談員については掲示されます。

カウンセラー：来校日、相談場所、相談時間については掲示されます。

(3) オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、各教員が履修相談等修学上の諸問題について、それぞれの研究室において学生の相談に応じるという制度です。各研究室前に都合の良い時間帯が掲示されています。教科に関する質問でもその他の相談でも結構です。気軽に来室してください。

(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

本校では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しており、学校の管理下（※）における傷害、疾病等に対する医療費の給付が保護者に対して行われます。授業中及びクラブ活動などで傷害を被ったときは直ちに保健室に届け出て手続きをしてください。なお、医療費等の給付の申請については、その都度、保健室に申請してください。

災害の種類	災害の範囲	給付金
負傷	負傷の原因である事故が学校の管理下（※）において発生し、かつ、療養に要した額 5,000 円以上のもの（自己負担額 1,500 円以上）	医療費 療養に要した費用の月額 4 割 支給期間 初診時より 10 か年月
疾病	学校の管理下（※）の行為によるもののうち次のもの 1 学校給食等による食中毒 2 ガス等による中毒 3 日射病 4 溺水 5 異物の嚥下 6 ウルシ等による皮膚炎 7 外部衝撃による疾病 8 負傷による疾病	
傷害	学校管理下（※）の負傷及び上欄の傷害が治った後に残った傷害でその程度により 1 級から 14 級に区分される。	
死亡	学校管理下（※）の事故による死亡（突然死を含む）及び上欄の疾病に直接起因することが明らかな死亡。	

※ 学校管理下の範囲について

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 通常の経路及び方法により通学する場合（通常の経路を逸脱した場合又は中断した以降は管理下となりません）

○ その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

例えば→

- ・ 学校の寄宿舎にあるとき
- ・ 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中

(5) 学生傷害保険制度

本校では、入学時に「国立高等専門学校学生傷害保険制度」に5年間補償の全員加入をしている。

補償制度の対象事故

(1) 学校の教育計画に基づく学校管理下にある諸活動中の急激かつ偶然な事故によって被った傷害を対象とする。

(2) 前項「学校管理下」とは次に掲げる場合をいう。

イ 学校の授業中（正規の教育活動のほか、特別教育活動を含む。以下同じ。）及び休憩時間中に学校にあるとき

ロ 学校の授業開始前または授業終了における在校中（その在校について校長が一般的に承認している場合に限る。）

ハ 学校の授業のため、学校または学校の指定する場所と被保険者の住所との往復の通常の間路中（通常の間路を逸脱した場合又は中断した以降は管理下となりません。）

ニ 学校等が行う教育活動行事への参加中（学校の教職員が引率して参加した場合に限る。）及び行事の場所と被保険者の住所との往復の通常の間路中

(3) 見舞保険金

イ 死亡保険金

238.7万円^{*1} …… 事故の日から180日以内にその傷害がもとで死亡した場合

ロ 後遺障害保険金

7.1万円～238.7万円^{*2} …… 事故の日から180日以内にその傷害がもとで後遺症が残った場合〔詳細は保健室へ〕

ハ 入院保険金

通院1日につき2,000円

入院1日につき3,000円

事故の日から、その傷害がもとで8日以降病院または診療所に通院・入院した場合、その初日から日数につき上記の金額が支払われます。（通院については実通院日数を基準にして支払われます。）

ただし、通院は事故日から 180 日以内の実通院日数 90 日を限度、入院は 180 日を限度とされています。また、平常の生活又は業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、通院保険金は支払われません。

- (4) 5 年間を超えて本校に在学する者でこの制度を希望する者は、保健室申し出ること。
- (5) 他の保険制度と同様、自殺、自殺行為、犯罪行為等保険金が支払われない場合がありますので、詳しくは保健室に尋ねること。
- (6) 寮内での事故により被った傷害に対しては、保険金は支払われない。

※1 平成 27 年度以降の入学生（新入生）は、補償内容等の一部改定により 249.1 万円

※2 平成 27 年度以降の入学生（新入生）は、補償内容等の一部改定により 9.9～249.1 万円